

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、田村大臣にお礼というか感謝というか、一人親への手当てですね。これは、臨時特別給付金というものを年内もう一度支給するというようなことが相調ったと聞いておりますので、感謝してよろしいんじゃないでしょうか。

○田村国務大臣 お礼をおっしゃっていただいたことは大変ありがたいわけでございますが、相調ったとはどういう意味なのか、ちよつと私もよく理解ができませんでして、どういうことを念頭に相調ったとおっしゃっておられるのかをお聞かせいただければありがたいと思います。

○長妻委員 報道等で、けさも全紙出ておりまして、相調ったという報道があるので、これは実際にはまだ、決まる方向ということではよろしいん

すね。

○田村国務大臣 報道は報道でございますが、別に、厚生労働省として、これをきょう私が閣議後記者会見で申し上げたというような類いのものではないということでありませう。

○長妻委員 まあ、そういう方向になるんじゃないかというふうに推察をしておりますけれども、これは、我々、我が党立憲民主党を含めて野党が議員立法をこの委員会にも提出をしております。まだ審議はされておられませんけれども、その前にそういう手当てをしていただくというような方向だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

そして、私自身、GOTトラベルキャンペーンに大変大きな懸念を持っているものでありますので、まずその質問をしたいと思いますが、その前に、数字の最新のものを、きょう国土交通省の岩井副大臣にお出ましたいただいておりますので、最新の利用者の感染者数とそれぞれ都道府県別施設、これを教えていただけますか。

○岩井副大臣 お答えをいたします。最新ということで、十一月の二十六日に観光庁が報告を受けているものでございます。

まず、旅行者に関しまして、GOTトラベル事業による割引を利用した旅行者で新型コロナウイルスの陽性と診断された方の数が少しふえまして二百二名、利用者の感染が確認された宿泊施設は三十八都道府県で百三十施設、上位は、北海道十七施設、東京十一施設、大阪八施設となっております。

また、従業員に関して御報告申し上げますと、GOTトラベル事業に参加登録している宿泊施設の従業員で新型コロナウイルスの陽性と診断された方は百七十七名、従業員の感染が確認された参加登録宿泊施設は二十七都道府県、百三施設でございます。上位は、東京三十四施設、北海道沖繩それぞれ八施設、大阪、福岡がそれぞれ六施設となっております。

○長妻委員 ありがとうございます。

これによると、今おっしゃっていただいた一日前の資料をいただいていたんですけれども、利用者でいうと一日で五名ふえた、そして施設数でいうと七カ所ふえたということでございます。非常に今もこれはふえ続けているということで、従業員の方についても一日で二名ふえた、施設数で二施設ふえたというようなことで、今おっしゃっていただいた上位の場所は、まさに今分科会でも言われている場所でございます。

よく、これは田村大臣も、菅総理もこういうことをおっしゃるんですね。これまで延べ四千万人が利用しているが、コロナ陽性になったのは百八十人だと、今回二百人を超えたわけですから、少ないと言わんばかり。田村大臣も、参加されている方々は三千万人以上、感染は百三十八人というのを当委員会でも繰り返しておっしゃっておられるんですが。

数字上はそうかもしれませんが、これは私聞いてびっくりしましたのは、GOTトラベルに参加しているお客さんに、陽性になったら報告するようには言っていないというこ

となんです。ですから、たまたまというか、旅館が気づいた場合、報告するとか、保健所から何か報告があるとか、おたくの旅館でとか、そういう、たまたまでないところがってこないということ聞いてびっくりしたわけでございます。だから、これは氷山の一角だというふうに捉えていた方がいいと思います。

これは副大臣に重ねて聞きますけれども、今は大阪と札幌の出だけを停止していますが、これはその後、その停止を拡大するという検討はしているんですか。

○岩井副大臣 まずは、新しく東京とか愛知……（長妻委員「いや、検討しているかどうか、ほかに、除外する」と呼ぶ）

基本的には、分科会の御提言を踏まえて各都道府県が独自の判断をさせていただいて、それを受けて、最終的には国がその運営の仕方を判断するということがあります。

ただ、新しいところに関しては、実は、札幌市、大阪市につきましては、ステージ3相当という判断、あとは、GOTトラベル事業を一時停止してほしいという要請を受けました。それを受けての対応なので、ほかは受けていないので、検討はしておりません。

○長妻委員 要請を受けないと検討しない、こういうことなんです。

赤羽大臣も、NHKのニュースを見ていましたら、そういうような出発地を外すことは検討していません。これは多分、大阪と札幌のことだと思いますが、いずれにしても、停止を拡大するのは

検討していない、つまり、都道府県からそういうことが上がってこないか動かない。今、うなずいておられますけれども。本当に国としてそういう姿勢でいいのかということ、私は本当に強い危機感を持つのでございます。

そこで、きょう、お忙しいところ、尾身先生にも来ていただいておりますけれども、尾身理事長にお伺いしますが、尾身理事長は、今の大阪と札幌のみ出発だけ、これが今ようやく停止、これだけの措置で、その後は検討しないと国は言っておりますけれども、尾身先生は、GOTトラベルについて、当然、GOTトラベル以外にもいろいろな感染の可能性というのはあるので、ただ、GOTトラベルも全体の人の行き来をふやす、総量をふやす手段の大きな一つだし、さつき尾身先生がここで答弁されたように、国民が気持ちが悪む、そういう一つの悪いメッセージになる、こういうようなことも私たち考えておりますので、先生のGOTトラベルについての停止拡大の見解をお尋ねします。

○尾身参考人 お答えいたします。

午前中も申しましたように、今の段階は、人と人の接触とか人の動きをなるべく、できるだけ避けるということが求められると思います。

そういう中で、私は、一番やはり大事なものは、きょう申し上げましたように、営業時間の短縮だと思えますけれども、それと同時に、ステージ3の対応をしない地域とそれ以外の地域は、しっかりと感染防止対策が徹底できている場合はもちろん除くわけですが、そうじゃ

ない場合には、この地域間の動きをなるべく控えるということが求められると思います。

GOTの話は、GOTだけが今非常に社会的な関心を集めていますけれども、GOTも人の動きで、そういう大きな文脈の中から、なるべく人の動きを、いわゆるステージ3相当の対応をしない地域とそうじゃない地域の出入りはなるべく控えていただきたい、そういう文脈の中で考えるべきものだと考えております。

○長妻委員 やはり政治の側が相当前のめりで検討しないということなので、なかなか尾身分科会長も言いづらい面もあるかもしれませんが、今、尾身先生がおっしゃったように、人との感染地域での往来、との往来ですね、これはやめた方がいい、こういう発想で、そして、あと、尾身先生にお伺いしたいんですが、昨日ですか、ステージ3に相当する、札幌市、東京二十三区、名古屋、大阪市ということでおっしゃられましたけれども、これはそういうような認識を個人的にお持ちであるということでございますか。

○尾身参考人 お答えいたします。

ステージについては、もうこれは何度も申し上げましたように、我々も、ステージ2、3、4のそれぞれの、どういう状況になったら当てはまるかということをかなり前に提案させていただいて、今の状況を見ると、各担当の知事あるいは国の方はしっかりと判断していただきたいというのが我々の考えで、先日申し上げましたように、個人的な意見を述べるといふことであれば、先ほど申し上げたような市はそういう地域として該当するの

ではないかというのが我々の考えであります。

○長妻委員 これはこの委員会でもいろいろ議論になっていて、やはり政治的思惑と科学者の意見、これがいろいろせめぎ合うというのはあると思いますけれども、ただ、この局面においては、やはり科学者の意見を尊重して動いてもらわないと困るわけですね。

そういう意味では、尾身先生が今見解としておっしゃった、ステージ3に相当するんじゃないか、そして、国としてしっかり判断してほしい、こういうことでありますので、札幌市、東京二十三区、名古屋、大阪市については、往來含めて、出発も含めて一時停止する、少なくともですね、そういうことが本当に重要だというふうに私は強く思っているところでございます。

あと、尾身先生がきのうの会見でもう一点おっしゃっておられたのは、そこから出ないことが非常に重要だと。つまり、札幌や大阪市のことを指しておられるんだと思いますけれども、出発についても、出ないことが非常に重要とおっしゃったと思うんですが、これはそういうことでよろしいんですか。

○尾身参考人 お答えいたします。

これはもう感染対策上の一般的な原則ですけれども、感染が拡大しているところとそうでないところがありますよね、そういう場合には、感染が拡大している地域に入らないことも、そこから出ることも、両方なるべく避けるというのが、感染、特にこれは今、全国の感染拡大防止という観点からすると、その当該の地域から外に出ないことも、

またそちらに入ることも、なるべく、先ほど言ったような感染対策がしっかりとれないような場合は、両方とも大事だというのが私たちの考えであります。

○長妻委員 両方とも大事だ、私もそう思います。出るのだけオーケーで入るのはだめというのは合理性に欠くわけでありますので、出発する方もいずればそこに戻ってくるわけで、その医療が逼迫する可能性だつて出てくる。

尾身先生、お忙しいということで、これで結構でございますので、どうもありがとうございます。

それで、国土交通省は検討しないということではないので、これは私、田村大臣の責任というのも相当出てきていると思うんですよ。

先ほども午前中の質疑で、GOTOトラベルキャンペーンは自分の所管じゃないとおっしゃいました。確かに所管じゃないでしょう、その事業自身は。ただ、広い意味では大いに所管だと思っておりますよね。つまり、感染を抑えるという大きな意味で、あるいは、もう一つの意味は、医療関係者とか福祉施設関係者の声を代弁できる大臣というのはい体誰なのか。これは厚生労働大臣ですよ、代弁できるのは。経済のことを代弁する人はいっぱいいますよ、それはいいんですよ、そういう大臣がいても。しかし、そういう非常に今大変な状況にある立場の声を代弁できるのは厚生労働大臣だけですよ。

所管がどうのこうのとかみみっちいことを言わずに、ぜひ田村大臣、これはさすがに、少なくとも

も、尾身先生がステージ3に相当するとおっしゃったところの往來は、GOTOトラベルキャンペーン、これは中止しようよというようなことをちよつとおっしゃっていたら、それで、閣内で議論を巻き起こしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 医療従事者の皆様方の声を代弁する、そういう役割も当然担っていると思えますから、今、厳しい医療状況下の地域、あります。そういうところに対して、例えば、病床が足りなくなりつつあるというところに関して、しっかりと病床確保、これは計画をつくってやっていたいておりますが、いかんせん、これ、感染がやはり予想以上に速いという意見も、実はこの間の分科会で、どなたとは申し上げませんが、そういうことを専門家の方がおっしゃられました。一週間、以前と比べて思ったよりも速いと。これがこの感染症の怖いところなのかもわかりません。

そういう意味では、それに間に合うような形でどう医療施設を確保するか。そして、さらに、きょう午前中もお話がありましたけれども、寒さという問題、乾燥という問題、これは私も、私専門家でも臨床医でもありませんからあれですけれども、こういうものに関して、これから感染拡大する可能性があるということ、しっかりと対応していかんやならぬと思っております。そういう意味では、医療をしっかりと守るという意味では、提供体制を整備していく最大限のお手伝いをしていかなきゃならぬと思っております。

一方で、私は、労働者の言うなれば意見を代表

する立場にもある大臣でもあります。そういう意味では、雇用もしっかりと守らなきゃなりません。その中において、今言われたG o T oなるものの感染に対する影響というものは、これは、いろんな御意見はありますけれども、直接の証左はないという御意見、これは分科会の御意見でもございました。その中で、分科会から改めてG o T oトラベルに関していろんな御意見、提言をいただきたいわけでございますので、それはそれとして検討をしてまいらなければならぬと思っておりますし、政府の中で検討はいたしておると思えます。

そしてまた、最後に……（長妻委員「わかったわかった」と呼ぶ）いやいや、まだG o T oに関して何ら対応していないところに関して申し上げます……（長妻委員「いいです、いいです。G o T oトラベルキャンペーンを、ちよつと、委員長」と呼ぶ）

○とかしき委員長 ちよつと済みません、まだ答弁中ですから。

○田村国務大臣 それで、要するに、それに関しては、要は、知事さんの御意見もお聞きするというのが今までのルールなんです。ですから、知事さんの御意見も、これは担当は多分西村さんになるんだと思いますが、大臣にしっかりと御意見もお聞かせをいただきますが、私は厚生労働大臣として、医療の逼迫状況というものはしっかりと伝えて、医療の逼迫状況にさせていたしております。

○長妻委員 これ、深刻だと思いませんか。大臣の中で、ブレーキを踏む大臣、誰もいないじゃないですか。田村大臣がそんなことでどうするんだと

いうふうに思いますよ。

田村大臣も、今、感染は予想以上に速いとか、寒さが心配だと。そういうことを、危機をおつしやりながら、なぜかG o T oトラベルは、さわらぬ神にたたりなしなんですかね、触れない。おかしいと思うんですかね。

G o T oトラベルキャンペーンが感染拡大した直接のエビデンスがないと。それはそうだと思いますよ。じゃあ、感染を拡大させていないエビデンスもないじゃないですか。そんなもの、わからないんですよ。ただし、いろんな方がおつしやっていますよ。例えば大曲先生、あるいは中川日本医師会の会長。例えば、中川会長は、G o T oトラベルが感染者急増のきっかけになったことは間違いないと。感染者がふえたタイミングを考えると関与は十分しているだろうと。

十月一日から東京が解禁になって、大体十月の十五日ぐらい、中旬ぐらいから相当、ぐつとふえているんですよ、全国の感染が。こういうふうにお医者さんもおつしやっておられる。そして、先ほどベッドのことをおつしやいましたけれども、きのう、大曲、国立国際医療研究センターが、このままふえ続ければ通常の医療が圧迫され深刻な状況となる、予定されている手術が受けられなくなる、こういう相当な危機を表明されているんですよ、東京都の会議で。

田村大臣すらというか、田村大臣が、十一月二十五日、こういうふうにおつしやっていますよね。分科会ですかね。通常の医療を提供できづらくなっていると、悲鳴のような声も聞いていると大臣

みずからおつしやっておられるんですよ。医療が崩壊してしまつたら国民の命が守れない、田村大臣がおつしやっているんですよ。

G o T oトラベルキャンペーンは関係ないじゃない、これは大いに、国民の気の緩みも含めて、先ほど尾身先生がおつしやったようなことで関係しているわけですから、これは、東京二十三区、例えば名古屋市、さつき尾身先生がおつしやった、そして札幌市、大阪市の出發分、これはせめて中止するべきだということをやはりおつしやっていたきたい。東京二十三区は、これは大きいですよ、旅行者のボリュームも違いますから、ほかの町に比べると。東京二十三区もこれは中止するというようなことを、少なくともそういうようなサジェスチョンを閣内でなぜ言えないんですか。言っていただけじゃないですか。

○田村国務大臣 G o T oトラベルだけじゃないですよ、はつきり言つて。一番の影響は、今、尾身先生も、やはり飲食店、そこでお酒を出す飲食店、ここは確かにクラスター、起こっています。証左もあります。そこは今、東京も、名古屋も、すかね、名古屋はちよつと今記憶がありませんが、（発言する者あり）名古屋もそうです、それから、大阪、札幌と。これは一番やはり証左もあってクラスターが起こっている。これを何とかしないといけないということで、それぞれの地域の責任者の皆さんが動き出したわけです。国の方から適時、そういう分科会のいろいろな提言もお伝えをさせていただいています。その中で、そういうような御判断をいただいたわけですよ。

G o T o トラベルも含めて、要は、感染の予防策をしっかりやっていない、そして、やっていないような移動、さらには寒さ、この三つが感染拡大の要因というふうに分科会もおっしゃっているんです。つまり、感染予防をしっかりやっている中で移動の増加。

そんな中において、先ほど来尾身先生がおっしゃっているのは、それはそうだけでも、一定程度やはり守らない方々もおられるのだと思います。そういう意味で、感染拡大地域において、つまり、第三ステージと見られる、そういうようなところにおいては、人の移動、往来というものを一定程度制限をしてくださいという話でありますから、それを踏まえて、今、内閣として、そのような地域に関していろいろとどのような状況でしょうかというような話をする中で、言うなれば、時間制限というのが一つ出てきたというふうに認識いたしております。

○長妻委員 いや、これだけG o T o トラベルキャンペーンを擁護する厚生労働大臣というのはみっともないなと思うんですね。

それで、これ、飲食ということも、尾身先生、二つ言われたんですよ。飲食と、もう一つは感染地との往来、この二つだとおっしゃられて、飲食だって、旅行に行ったら飲食しますよ、それは泊まったときに。それは飲食だって旅行すればふえるわけで、G o T o トラベルキャンペーンが感染を広げたのではないとおっしゃいましたけれども、それはG o T o トラベルキャンペーンが、それだけが感染を広げたということは言えないかもしれ

ないですけれども、G o T o トラベルキャンペーンも感染を広げているんですよ、これ。そういうことで、多くの専門家がおっしゃっているじゃないですか。

そのときに、例えば、これも十一月の二十六日、きのう、東京都の医師会の猪口副会長が、例年、冬は脳卒中や心筋梗塞など入院患者が増加する時期だと、冬は、入院が必要な中等症以上の患者のさらなる増加に対応できる病床確保が急務と。病床確保はそんな簡単なものじゃないですよ、私も聞きましたけれども。

そして、全国の重症者は、過去最多の四百十人。東京が一番重症者ベッドの充足率が高いんですよ。そして、十一月二十五日、日本医師会の中川会長は、全国各地で医療の提供体制が崩壊の危機に直面していると。崩壊の危機がこれから来るんじゃないかと、直面しているとおっしゃっているんですよ。

ですから、厚生労働大臣、ぜひG o T o トラベルキャンペーンについては、非常にこれは象徴じゃないですか。これはやはり見直した方がいいというのを発信していただかないと、誰も発信しないですよ。国交省は検討すらしらないと言っているんですよ。

さつきから国交省の話を聞いても、都道府県が自分のところはステージ3だと言えば停止するよという話をしていきますけれども、田村大臣に聞きませんが、そうしたら、小池知事が東京は停止してほしいと言ったら停止するということになるんですか。

○田村国務大臣 私はその部分は所管じゃございませんので、私の方から今ここで物を申し上げるわけにいきませんが、ただ、内閣官房、西村大臣のもとで、調整はいろんなことをされておられるんだと思います。

そんな中において、これは西村大臣がみずからおっしゃっておられることではありますが、G o T o トラベルを是非でも守ろうとかじゃなくて、事実、もう札幌と大阪市はこれに対して停止をしているわけですから。もう停止が始まっているんですよ。

○長妻委員 これは、出発はまだオーケーなわけですよ、尾身先生の言っているのと違うわけで。小池知事も、二十五日、G o T o トラベルキャンペーンについては国が判断するのが筋とおっしゃっておられるんですね。小池東京都知事。そして、東京に来ないでというのを一知事が判断できないというような趣旨のお話もされておられる。

というようにすることで、このままだとずっと、国は都道府県が判断してほしい、都道府県は国が判断するのが筋だと、ずっとお見合い状態で、何にも、科学的も何の合理的判断もなく、ずるずるずるずるいつちやうんですね。これは命がかかっているわけですよ、医療崩壊の。

大臣、これをどういうふうに打開するのか。やはり厚生労働大臣が最後の命を守る、つまり、最悪の事態というのは、これは認識は同じだと思えますが、助かる命が助からなくなる、この状況は絶対避けなきゃいけない。その認識は一緒だと思わうんですよ。

そういう意味で、どうですか、医療崩壊を防ぐために、一旦、GOTOトラベルキャンペーン、東京を含めて中止すべきだ、こういうことをぜひ発信していただきたい。ここでも表明していただきたいと思うんですが、できないんですか。

○田村国務大臣 私、所管外なので、それを私に聞かれてもあれなんですけど、私は、GOTOトラベルに矮小化するべきではないとは思っています。いろんなことをやらなければならぬという中において、だから、そういう意味では、これは尾身先生もおっしゃられましたけど、一番の原因があるだろうと言われていた部分は、今までのクラスターの発生をしている部分、そういうところをいかに抑えていくか。

飲食といつても、お酒を出す飲食ですよ。多分そういうところは、結構大きな声で騒がれて、マスクもしていないような方々がそこで感染を広げておられるという可能性があるところ、ここには、大変申しわけないんですけども、これはそれぞれの方の御英断もあって、夜、何とか休業してもらえないかという休業要請をかけられて、国も、それに対しては一定の支援をしなきゃならないということで、五百億を用意させていたのだいたわけてあります。

それで、これでちゃんと減っていくのかどうなのかというの、これまた大変難しい問題なのかも知りません。寒さという要因が、ちよつと四月の状況とは違うと思いますから。

そういう中において、我々は、医療というものを何とかして守らなきゃなりませんから、そのた

めに、感染拡大地域、医療が逼迫している地域の行政の皆様方と話をさせていただきながら、お手伝いできることをしっかりとやっていく、その体制を整えていく、そういうことを今やっておるわけでありまして、その責務はしっかりと我々は進めてまいりたいというふうに思っております。

○長妻委員 いや、大臣の努力はわかりますけれども、縦割りの、厚生労働省だけじゃ解決できないマターなんです、これは国家の危機ですから。自分のところだけ病院のベッドを確保するために頑張っても、どんどんどんどん感染を抑えることと逆の政策が続いていたら、焼け石に水になっちゃうんです。

また、担当じゃないとおっしゃいましたけれども、担当じゃないという言い方はやめた方がいいと思いますよ、こういう局面で。自分はGOTOトラベルの担当じゃありませんと言うのは。全体を俯瞰して意見を言うのが厚生労働大臣の、ある意味では、コロナという感染症ですからね。矮小化しているんじゃないか、矮小化しているんだしたら、すぐやめればいいのか、矮小化しているそんなに小さいものであれば。

これは、国土交通副大臣にちよつとお伺いしますけれども、さっき、上位の、利用者が感染した施設、旅館とかホテルだと思えますが、おっしゃいましたけれども、ほかの都道府県全て、何方所か、感染が出た都道府県、教えていただけますか。

○岩井副大臣 全てでしょうか。（長妻委員「はい」と呼ぶ）

手持ちに少し資料がございませんので、調べて

御報告させていただきます。（長妻委員「配付資料。ちよつと時間とめて」と呼ぶ）

先ほど、十一月二十六日の段階のものは御報告したんですが、それではなくて、先生にお配りした、二十五日の段階のものでしたらございますので。（長妻委員「じゃ、お願いします」と呼ぶ）はい。

まず、新型コロナウイルスの陽性と診断された者が利用した宿泊施設の所在地と数を言っていけばよろしいでしょうか。（長妻委員「はい」と呼ぶ）

北海道、十七、青森、四、岩手、二、宮城、五、秋田、四、山形、一、栃木、一、埼玉、一、千葉、三、東京、十一、神奈川、五、新潟、二、石川、二、山梨、一、長野、一、岐阜、一、静岡、五、愛知、三、三重、一、滋賀、一、京都、五、大阪、八、兵庫、四、奈良、一、和歌山、一、岡山、一、山口、二、徳島、二、福岡、二、佐賀、一、長崎、六、熊本、二、大分、二、宮崎、三、鹿児島、四、沖縄、七、その他一ということになっております。

○長妻委員 これが十一月二十五日までの話で、たった一日で今の箇所数が七カ所ふえているわけです。どんどんどんどんふえているわけですよ。

利用者で感染した方が二百二人ということで、田村大臣なんかは少ないようなニュースで、ここで答弁を何回もされておられますけれども、そこの方々がだつて氷山の一角だし、その方々がどれだけの方に感染をさせたかというのも全く不明でありますから、これは私、田村大臣、本当に真価が問われるというふうに思いますので、こういうと

きに馬力を出して、閣内で本当に言っていたか
ないと、これは、ラストチャンスだと言っている
専門家もいるんですよ、この時期が。

ぜひ、田村大臣、また答弁を求めても、何かよ
くわからない、GOTOトラベルを擁護すること
ばかりおっしゃる厚労大臣というのは情けないと
思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次にちよつと参りますが、訂正ですか。修正。

○岩井副大臣 今、都道府県、鳥取、二、茨城、
一が抜けておりました。失礼しました。

○長妻委員 ということなんですよ。
ちよつと、本当にお願いします。

次に、検査体制のことなんですけれども、いま
だに、PCR検査、聞きましたら、一日、今能力
は八万四千五百八十五件あると。ただ、最高、実
際に実施したのは、直近だと十一月十八日、三万
七千七百五十四件。一番多く実施したときでもそ
の数字で、差額が四万六千八百三十一件もある。

これは、さつきも阿部さんから質問がありまし
たけれども、高齢者施設や障害者施設に無症状で
もやはり検査をするということが重要だと思っ
てですね。九月十五日に通知を出していますよね。

感染者が多数発生している地域などについて、一
その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者
入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的
な検査の実施を行うようお願いしたい。一と通知
を出しましたけれども、この通知に基づいて一斉
検査したのは何件ぐらいあるんですか、大臣。

○田村国務大臣 現状は把握できておりませんが、
これからに関してしっかりと都道府県の方から御

報告をいただくように、先般文書を発出をいたし
ました。

○長妻委員 ちよつと随分のんびりしていると思
うんですね。

厚労省に聞いたならば、一件だけ、愛媛県松山市
の高齢者施設一件は把握している、それ以外把握
していないということなんです、これは海外の
例を見ても、高齢者施設で大変なことになる。八
十歳以上の死亡率、すごいですよ、コロナの。

ここで一つ私が驚いた例として、これは都内の
ある高齢者施設なんですけれども、ここは、無症
状だけでも、ちよつとそういう機会があつて、
これはどこでもそういう機会はないんですけれど
も、機会があつて従業員全員にやつてみた。そう
しましたら、職員だけで、まあ感染者は出ないだ
ろう、誰も症状ないからと、念のためということ
でやつたら、十三名が陽性になった。十三名が
陽性になったけれども、全く無症状だった。

そこで、じゃ、従業員だけだと思つたんだけれ
ども、入所者も全員やつてみようということでは
ありませんか、数名の方が陽性が出た。しかも、
その方も今の時点でも無症状だと、もう何週間も
たっていますけれども、その入所者も。感染、陽
性が出た方全員無症状だ。無症状でもいろいろ
今学説があつて、当然感染する、あるいは有症状
と無症状で感染力が変わらないという説もありま
すし、無症状の方が弱くなるという説もあります
し、いろいろな説があつて、無症状でも感染する
というようなケースがあると思うんですが、厚労
省としては、無症状だと感染させるといような

国の見解はどういう見解ですか。

○田村国務大臣 検査は、一定程度、特異度とい
うものもありますし、感度というものもございま
すので、全てが正しい判断、判断といえます
か、陽性、陰性が、結果が出ているかどうかとい
うのは、ちよつとこれはまた別の問題としてある
と思います。

その上で、今世界的に見ても、無症状者のうち
発症する前という方、これは発症する二、三日前
は感染力がかなり増しているというのはあります。
全く無症状の方がうつしているというのは、幾つ
かの研究で百人のうちの五人だとか、八人、九人
というのは、私、見た記憶がありますが、国とし
て、全く無症状な方がどれぐらいの感染力がある
かというのを明確に我々として持っているような
データはございません。

○長妻委員 これは国として早急に出していただ
きたいと思うんですね。

この施設は、数百人の方が検査、従業員、入居
者が受けて、今申し上げたような人数が出たわけ
で、相当な確率です。ですから、もしそういう検
査を受けていなければ、無症状で感染させる方が
そのまま動き回つて、高齢者が発症して大変な事
態になったかもしれないわけで、こういうところは
は本当に特殊です。

私も、高齢者施設あるいは障害者施設、いろい
ろ聞いてみましたところ、やはり、近くの開業医
が自費ならやつてくれるというような、まず自費
で開業医でやつてもらつて、自己負担は払う、
しかし、そのお金が補填されるかどうか不明だと

いうことで、なかなかどうという手順でやったらいいのかわからないというところもありますし、あと、いろいろなそういう悩みを抱えておられるので、ぜひ大臣、症状が出ていなくても、先ほど申し上げましたようにPCR検査はまだ余裕があるわけですから、今の段階では、抗原検査キットもあるわけですから、PCR検査の余裕がありますから、感染拡大地域の高齢者施設を順次指名をして、こちら、こちら、こちらということで、それで検査を順繰りに始めるというプログラムをつくりませんか。いかがですか。

○田村国務大臣 ですから、この間発出した文書の中に、クラスター、五人以上のクラスターが複数あって、そことかかわっているような、関連しているような介護施設等々に関しては、優先的にこれを、検査をやってくださいというようなことをお願いをいたしました。

あわせて、感染拡大地域、これは保健所所長ですかね、の判断になると思いますけれども、こういうエリアに関しては、委員言われたように、蓋然性かなりあるということなので、そこに関しては集中的に、定期的にそういうものをやっているただきたいというようなことは、これは発出をさせていただいております。

○長妻委員 だから、今回、これは緊急事態ですから、ちよっと気になるのは、今のようにつばい出していますよね、通知を。十一月十九日も、発熱が一人でもあれば、陽性が出たら全員検査し

るとか、介護施設も見たらいっぱい通知がありますよ、もう何十通と。

いっぱいあるけれども、出しつ放しで把握していかないじゃないですか。さっきも、高齢者施設で感染拡大地域で全員検査したのは何施設あるかと把握していませんと。一件しか把握していない、日本全国で。だから、通知を出したら出しつ放しで、後はフォローを全然していないんですよ、はっきり言えば。これは大臣のリーダーシップでちゃんとフォローしないとだめですよ。

それで、余裕がなかったら、私、わかりますよ、PCR検査で、もう一件もできない、満杯だと。相当これは余裕があるじゃないですか。今、一番ピークで検査した日だって、四万六千八百三十一件まだ余っているわけですから、これはぜひお願いします。

そしてもう一点、深刻なのが、私もいろいろ聞きますと、なかなかこれはせつない話なんですけれども、全員検査、症状は誰も出ていないけれども、やはり全員検査を受けた方がいいという気持ちがある一方で、余りちよっとなかなか外では言えないということなんですけれども、そういう施設の方と何人かと話したんですが、検査を受けると、仮に無症状で陽性の方が出ると、例えば従業員であれば自宅に二週間とか、利用者であればいろいろのゾーニングをしないとイケないとか、相当いろいろな意味で負担がかかるから、そのことを考えるとなかなかちよっと腰が重いんだと正直におっしゃっていたところも複数あるんですよ。これは深刻だと思っすね、深刻だと。

だから、進まない理由はこういうところもあるんですよ。

厚生省も通知を出していただいて、これは六月三十日に、緊急時に備えた応援体制、つまり、従業員が休んじやったときに、そこに応援に行く体制をつくってほしいというようなことを言っているんですが、なかなかこれは進んでいないようです。そういう意味では、ちよっと深刻なんです。ぜひ、この点について、応援体制を含めて、検査を無症状でも受けていただくように、どういうふうに改善するのか、大臣の所見をお伺いします。

○田村国務大臣 これはたしか六月の専門家会議の御提言、当時はまだ専門家会議だったと思いますが、その御提言の中に、介護施設等々でクラスターが生じた場合に、そこで働く方々が、仮に陽性じゃなかったとしても濃厚接触という形で二週間療養しなきゃならないとすると、その間、介護施設で従事される方々のマンパワーが減るので、これは大変なので、そういうものに対してのしっかり体制整備をすべきであるというような御提言をいただいで、政府がその後、厚生労働省が文書を発出した、私はそう記憶しているんですけれども。

いろいろな、グループで介護施設をやっておられるグループもあります。そういうところは、グループ内で、人員の、そういうことが起こった場合に人の差配をしていただくような、そんなお願いをさせていただいたりとか、地域においては、仮にグループ内じゃなかったとしても、地域の中での同じ職種、業種の中でそういうような融通を

つけるような、そんな体制をつくってくださいますか、というようにお願いもさせていただきながら、言われる点、よくわかります。

一方で、もともと今、介護施設等々、人が足りない、マンパワーが足りないということもございまして、そこも踏まえてどういう対応をすべきであるか、これは我々としても検討させていただきたいと思えます。

○長妻委員 これまで自民党政権が医療、介護の報酬をどんどんどんどん切り刻んできて、ふだんでもぎりぎりのところに今回コロナ危機が来て、人手不足になるからなかなか検査をちゅうちよせざるを得ないという本音の話が、本当にいろいろなところから聞こえてきますので、今大臣がおっしゃったのはそういう方針だけれども、現実の現場はそうなっていないから。もうあつぷあつぷですから、どこかで融通なんかできませんから。ですから、どこかで融通なんかできませんから。ですから、これをぜひ、人、物、金を集中的に投入していただきたい。

最後に、生活保護の件をお伺いします。自殺者もふえております。

配付資料の十一ページ目に、親族照会、扶養照会について、今、大体、申請された方あるいは開始された方で、一人平均何件ぐらい親族に通知が行くんでしょうか。

○田村国務大臣 照会でありますけれども、平成二十八年七月の保護開始世帯に係る状況について、これは扶養照会の件数でありますけれども、平成二十九年に厚生労働省が調査実施をしております。その結果によれば、保護開始世帯数一・七万世帯

について、扶養調査の対象となった扶養義務者数は三・八万人で、単純に計算すると一世帯当たり二・二人の扶養義務者が扶養照会の対象となっているということでありまして。

○長妻委員 多分、今初めてこの数字というのは世の中に出たと思うんですが。特別調査で調べた数字なんです。

私も、生活保護を受けるのをちゅうちよしている方々と何人もお話をいたしました。やはり非常に多いのが、親族にばれる、それはもう死んでも嫌なんだと、親族に知られるのが。これは大きいんですよ。あと、住宅ローンを組んでいる方は、それが全部売られちゃうというのものもあるんですけども。いろいろな理由があるんですけれども、やはり多いんですよ、親族照会。

それで、世界を調べると、十二ページですけれども、日本ほど幅広くやっている国はないんですよ、親族照会。これはせつないと思うんですね。

その一番最後のページにありますけれども、こういう通知書が行くんですね、面倒を見なさいというふうな、親族に。

これは大臣、見直す検討を始めませんか、親族照会。せめてヨーロッパ諸国並みに。扶養照会でですね。これは相当大きいんですよ。

私も、新宿のいろいろな地域を歩いてみますと、本当に真つさらの服、新しい洋服で、新しいかばらつしやって、新しく相当な方が今なっております。八%増加しましたよ、申請が。

これは大臣、見直すということをちよつと宣言していただけませんか。

○田村国務大臣 扶養が要件にはなっていないので、そういう意味からすると、扶養は優先するということ、優先原則があります。あと、資産でありますとか持てる能力、最大限これは使っていたり、資産もそうであります。こういうことを使っていた上で、他の法律的な扶助の制度、これも使われています生活保護、これをお受けをいただくという話になる。

言われるとおり、扶養義務に関しては、家族関係がもう完全に壊れていたりだとか、それから、そもそもDV等々があつて、自立を阻害する、こういうようなものに対しては、もちろん、自治体においてはそういうものをやっている事例があるとお聞きしていますから、そういうものは我々もそれは間違えていますよと何遍も何遍もお伝えをして、そういうものがないように、ちゃんと受けられるように、これは権利ですよというリーフレットもつくつて、今般そういう広報をしております。

でありますから、そういう意味では、ちゃんとそこは配慮をさせていただいた上で、もし扶養をさせていただける方がおられるということがあれば、扶養をいただくという制度になっております。

○長妻委員 一人当たり二・二人なんです。二人の親族に手紙が行っちゃっているんですよ、現実。だから、これは特例でも、ぜひ検討していただきたい。

そして、生活保護費がことしの十月、また減ら
されました、このコロナの中に。これは本当によ
くよく考えていただきたいということを申し上げ
て、質問を終わります。よろしくお願ひします。